

「福祉用具購入費の補助」 「福祉用具の貸与」について

介護保険には、自立した生活を送るためのさまざまなサービスがあります。福祉用具を利用することで、高齢者が住み慣れた自宅で生活することが出来ます。

貸与サービス

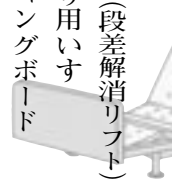
日常生活を助ける用具を使いたい、介護を受けやすい住まいの環境にしたいというときには、福祉用具の貸与サービスを受けられます。

以下の用具が福祉用具貸与の対象となります。



- 車いす
- 車いす付属品(クッション、電気補助装置など)
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど)
- じよくそう予防用具(エアーマットなど)
- 体位変換機
- 手すり(据え置き型など取り付け工事を伴わないもの)
- スロープ(工事を伴わないもの)

- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 痴呆性老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具部分を除く)
- 入浴リフト(垂直移動のもの)
- 段差解消機(段差解消リフト)
- 立ち上がり用いす
- スライディングボード
- 六輪歩行器



これらの用具が、実際にかかった費用の1割で利用できます。(用具の種類、事業所によってレンタル料は異なります。)

購入費の補助

排せつや入浴に使用され、貸与になじまない福祉用具については購入費の補助を受けられます。要介護(要支援)状態区分にかかわらず、年間十万円を上限に、実際にかかった購入費の九割相当額を支給します。このサービスの対象となる福祉用具は以下の五種類です。

ふるさと創生事業 ADSL 倭文局開通

三月二十五日から倭文局でサービスが開始されました

ふるさと創生事業として取り組んだ地域情報基盤整備事業の補助金を活用することにより、三月二十五日からNTT西日本によるADSLサービスが倭文局で開始されました。

【申し込み・問い合わせ】
◎NTT西日本
(広田地区・倭文地区)
☎〇一二一〇〇七八―二六七(フリーダイヤル)

◎関西プロードバンド
(広田地区)
☎〇八〇〇―七〇〇―〇五五五(フリーダイヤル)
◎ヤフーBB(広田地区)
☎〇一二一〇―三三―四五四六(フリーダイヤル)
「みどりネットに関するお問い合わせ」
◎役場まちづくり課
☎四五―一七六〇

平成16年度 みどり学園入学生募集

緑町老人クラブ連合会では、平成16年度開校のみどり学園入学生を募集しています。

- 1 入学資格** 緑町老人クラブ連合会会員
- 2 学習期間** 平成16年5月6日～平成17年3月31日
- 3 学習内容**
 - 1) 園芸コース
園芸に関する学習会
 - 2) 保健コース(わくわく教室)
保健学習、調理実習、保健運動
 - 3) スポーツコース
ゲートボール、グラウンドゴルフなど
 - 4) パソコンコース
初心者向けのパソコン講習
 - 5) 文化サークルコース
絵画サークル、カラオケサークル
- 4 会費** 2,000円
ただし、1コース増えるごとに1,000円加算となります。
- 5 申し込み方法**
4月20日(火)までに入学願書と会費を添えて役場健康福祉課へ提出してください。
入学願書の用紙は、役場健康福祉課または、各地区老人クラブ長が用意しています。

軽自動車税・軽自動車取得税 申告書の様式変更について

平成15年度地方税法の一部改正により、平成16年4月1日から軽自動車税申告書が全国一斉に変更されます。平成16年4月1日以降は、現在お手持ちの申告書(軽自動車税・軽自動車取得税とも)は使用できませんので、新様式により提出いただきますよう皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【新様式申告書】

種類	軽4・3輪	軽2輪・小型2輪	用途
1.新規用	2枚 (複写式)	1枚	新車・中古車新規取得
2.移転等用	3枚 (複写式)	2枚 (複写式)	移転・転入・転出・変更など
3.抹消用	1枚	1枚	抹消

<問い合わせ>

【軽自動車税】

兵庫県市長会玉津分室(軽4・3輪)
☎078-927-7577
兵庫県市長会魚崎分室(軽2輪・小型2輪)
☎078-322-1151

【軽自動車取得税】

西神戸県税事務所軽自動車取得税審査課
☎078-927-7700

- 腰掛便座(ポータブルトイレ、和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うものなど)
- 特殊尿器(尿が自動的に吸引されるもの)
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ)
- 簡易浴槽(空気式または折りたたみ式などで移動できるもの。排水または排水工事を伴わないもの)

- 移動用リフトの吊り具の部分(身体に適合し、移動用リフトに連結可能なもの)
- 介護保険のサービスを利用できる方は、申請により要介護・要支援の認定を受けた方です。
- ※介護保険制度は、公費と皆さんが納める保険料を財源として運営されています。社会全体で支え合う制度ですから、保険料を納めないときには滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

ら、保険料を納めないときには滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

● 保険給付の制限は、滞納が一年以上続いたときから始まります。介護が必要になったとき安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

お問い合わせは役場健康福祉課 ☎四五―一七六二まで。

戦没者などの妻の皆様へ

戦没者などの妻に対する特別給付金が継続支給されることになり、対象者の方には、手続きを済ませていただいているところですが、前回、第七回特別給付金国庫債券「い」号の申請手続きを他市町で申請され、現在緑町にお住まいの方で手続きをされていない方は、継続申請が必要となりますので、役場健康福祉課で手続きをしようお願いします。なお、請求期限は平成十八年三月三十一日となっています。



東風―春を感じさせる言葉です。春に東方から吹いてくる風のことをいいます。

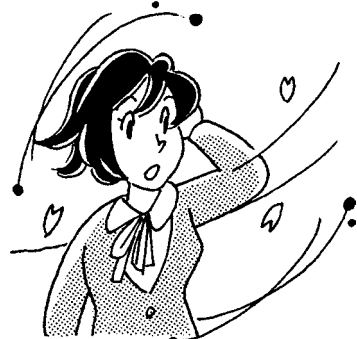
「ち」は風の意味を表しています。

東風吹かば にはいおこせよ梅の花 主なしとて春をわするな 菅原道真

これは菅原道真が、太宰権帥として筑紫に流されたときに、京都のわが家の庭の梅をのんで詠んだ歌です。この歌に感じた梅の木が、道真の配所の太宰府まで二夜のうち飛んで行ったという伝説があります。東風につて飛んで行ったのでしょうか。

このように東風という言葉は、王朝時代の歌言葉や雅言として使われていたようです。

一方、漁民の間では、東風が吹くと、時に雨や時化となるので、東風時化などと言われて、東風は警戒されていました。また、梅東風、桜東風、サワラ



東風

緑化推進は、国土の保全や森林資源の活用面で重要であることはもちろん、地球環境を守るために必要なことはいまでもありません。ゆとりとやすらぎのある快適な生活環境を維持し、心豊かに暮らすためにも緑に親しむようにしたいものです。

東風など、その時咲く花や捕れる魚の名のついた東風の言い方もあります。

東風が吹いて暖かくなると緑の季節です。四月二十九日は「みどりの日」です。そして四月二十三日から二十九日までは「みどりの週間」です。この時期を中心に「全国緑化キャンペーン」「都市緑化推進運動」なども行われます。